

広島県告示第九百九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十一年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
行者山地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号から四号を昭和四十五年九月二十九日広島県告示第八百十八号及び昭和五十一年十二月十七日広島県告示第九百四十号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び、標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
ただし、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱四号と同一とする

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
広島市西区	古江西町	四六〇番六	標柱一号及び五号
		五六一番四	標柱二号及び三号
		五六一番一	標柱四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
杉迫地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号		
広島市安佐北区	安佐町	鈴張	土手	二七三五番一	標柱一号		
				長ウ子	一三三二五番一	標柱二号	
			長ウ子	一三三二四番	標柱三号		
				一三三一九番	標柱四号		
				一七七二番	標柱五号		
			土手				

	二七七〇番	標柱六号	
	二七六八番	標柱七号	
市道敷	二七四四番地先	標柱八号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

仁方西神地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二を平成十三年一月十五日広島県告示第五十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
ただし、標柱一号と二号は告示で指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とする

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
呉市	仁方西神町	二八八五番一	標柱一号
		二八六七番一	標柱二号
	二八六五番一	標柱三号	
	二八七〇番六地先道路敷	標柱四号	
	二八六五番一	標柱五号	
	仁方宮上町	二八七六番	標柱六号及び七号
		仁方西神町	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東多井地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十四年十月二十六日広島県告示第八百六十八号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱一号と同一とし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線の上に存する

郡市・区	町・丁目	字	地番	標柱番号
------	------	---	----	------

竹原市			
竹原町			
奈良屋谷	西山	奈良屋谷	
三〇三八番一 地先市道敷	二六一番	二九八〇番一	二九八〇番一
標柱五号	標柱三号及び四号	標柱二号	標柱一号